

消 防 予 第 8 0 号
平成 2 7 年 2 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課

担当：金子、近藤、北野

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

問1 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号及び第368号）による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）別表第一において、（6）項ロ及びハがそれぞれ（1）から（5）までに分類されたが、（6）項ロ（又はハ）（1）から（5）までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないのか。

（答）

お見込みのとおり。

令第1条の2第2項に規定する「二以上の用途」とは、令別表第一の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれることは従前のとおりである。令別表第一（6）項ロ及びハにおける（1）から（5）までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「二以上の用途」とすべきものではなく、間に示した防火対象物にあつては複合用途防火対象物として取り扱うものではない。

問2 令別表第一（6）項ロに規定される「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」及び「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」については、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例 複数の障害者グループホーム）が存する場合、「主として」の判定は、どの単位で行うのか。

（答）

令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、間に示すような入居者等の特性による判定基準を伴うものについては、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）ごとに判定する必要がある。

問3 令第12条第1項第1号ロ括弧書に規定される「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の判定については、どの単位で行うのか。

（答）

本規定は、障害者施設等である令別表第一（6）項ロ（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物のうち、その延べ面積（同表第一（6）項ロ（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計をいう。以下この答において同じ。）が275㎡未満のものについて、入所者特性に応じた例外規定を設けたもので

あり、入所者特性を踏まえた判定の基本的な単位となる区分単位ごとに適用し、判定する必要がある。

ただし、本規定は、従前からスプリンクラー設備の設置対象となっている延べ面積が 275 m²以上のものについて、上記の答に従い区分単位ごとに判定し、部分的にスプリンクラー設備の設置義務を緩和することを認める趣旨ではないことに留意が必要である。

問4 令別表第一（6）項口(1)又は(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「（6）項口(1)等」という。）と同項口(2)、(4)又は(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「（6）項口(2)等」という。）が一の防火対象物に存する場合、令第12条第1項第1号の規定は（6）項口(1)等及び（6）項口(2)等ごとに、同号イ又はロの基準を適用するのか。

上記のとおり適用するとした場合、令第12条第1項第1号イに該当する部分と（6）項口(2)等のうち同号ロに該当しない部分が一の防火対象物に存するものには、同表（6）項口に掲げる防火対象物に供される部分の延べ面積が 275 m²以上のものであっても、その中にスプリンクラー設備の設置を要しない部分が存することとなるのか。

(答)

前段、後段ともお見込みのとおり。

問5 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設等（以下「小規模多機能等」という。）のうち宿泊サービスの提供が常態化している施設において、避難が困難な要介護者を主として宿泊させることがないことが事業形態又は規約等から明らかな施設については、令別表第一（6）項口(1)に該当しないものとしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

平成26年3月14日付け予防課長通知（消防予第81号）において、小規模多機能等のうち「実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化している」施設については令別表第一（6）項口(1)に該当すると示しているが、この趣旨は、利用者の要介護の状態等を把握することが困難である場合に令別表第一（6）項口(1)に該当すると判断しうる旨を示したものである。

したがって、避難が困難な要介護者を主として宿泊させる可能性がないことが事業形態、規約等から明らかな防火対象物をも含むものではないことに留意が必要である。